

第37号議案

足立区教育研究所条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成17年2月23日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区教育研究所条例の一部を改正する条例

足立区教育研究所条例（平成5年足立区条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

足立区教育相談センター条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、足立区教育相談センター（以下「教育相談センター」という。）を設置することにより、学校及び家庭における幼児、児童、生徒等の教育についての相談を実施し、もって足立区における学校教育及び家庭教育の充実及び振興に寄与することを目的とする。

第2条中「教育研究所」を「教育相談センター」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「教育研究所」を「教育相談センター」に改め、同条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同号の次に次の1号を加える。

（2） 教育相談に係る専門的事項の調査研究に関すること。

第3条第3号を次のように改める。

（3） 学校及び家庭における教育の支援に関すること。

第3条中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第4条及び第5条中「教育研究所」を「教育相談センター」に改める。

第6条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第10条各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第1号中「までの一」を「までのいずれか」に改める。

第13条を削り、第14条を第13条とする。

別表中会議室Aの項、会議室Bの項、会議室Cの項、会議室Dの項及び会議室Eの項を削り、同表会議室Fの項中「会議室F」を「会議室」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の足立区教育研究所条例の規定により既になされた施設の使用の承認その他の使用に関する手続で、この条例の施行日以後の施設の使用に係るものについては、この条例による改正後の足立区教育相談センター条例の規定によりなされた施設の使用の承認その他の使用に関する手續とみなす。

(提案理由)

教育研究所を教育相談センターとして設置するため、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。